## 請 願 文 書 表

請願番号	第 6 号	請願要旨
受理年月日	令和4年9月28日	必要なときに安心して医療機関を受診できることは、子どもたちの心身の健やかな成長のために必要不可欠である。これまで、私たち新日本婦人の会は1993年から、全国で統一の要求として「国で乳幼児の医療費の無料化」の運動を続けている。 県下でも住民の世論と運動で、子どもの医療費助成の拡充が広がっている。入院費の助成は、1市を除く市町で中学校卒業まで実施、通院費についても、県制度を上回って助成されている。今年度から、草津市・栗東市・守山市・野洲市で小学校卒業までに拡充。長浜市では中学校卒業までに拡充。甲良町・近江八幡市では18歳までに拡充された(近江八幡市に関しては来年度から実施予定)。甲賀市では所得制限なしの助成へと進んでいる。 コロナ禍で子育て世代の経済的困難が広がる中、県内どこに住んでいても命と健康に差をつけず、子どもの健康を守る仕組みがあることは、保護者の不安を取り除くことにつながる。同時に、なによりも実のある子育て支援となる。 以上の点から、下記事項の実現を求めて請願する。 【請願事項】 子どもの医療費助成を入院、外来通院とも中学卒業まで所得制限なしで拡充すること。
件名	子どもの医療費助成を中学卒業まで拡充 を求めることについて	
請 願 者 住 所 氏 名		
紹介議員	黄野瀬 明 子 節 木 三千代	
付託委員会	厚生・産業常任委員会	
審査結果		

## 請 願 文 書 表

請願番号	第 7 号	請願要旨
受理年月日	令和4年9月28日	滋賀県では全国に先駆けて食の安心・安全を守るため、昭和48年「滋賀県ふぐ調理師条例」を策定し、その後、平成4年に表題の条例に名称変更するとともに、ふぐの毒から消費者を守るためにふぐを提供できる資格を、調理師法第2条、3条で定めるところの「調理師」であること、かつ毎年行われるふぐ調理師試験に合格した者と厳格に定め、「施設や営業者の義務」が新たに追加されたことにより、滋賀県においては飲食店でのふぐ毒による事故発生が1件の報告もなく安心・安全が保たれ現在に至っている。そして、平成15年、食品の安全性の確保のための措置を講じるため「国民の健康の保護が最も重要」という基本理念を定めた食品安全基本法が成立し、もとより、食の安心・安全は私たちの生活にとって、また国家資格を有する調理師の責務として、未来永劫続く最重要課題であり責務であると認識している。ところが、検討されている現行条例の改正内容は、食品衛生法改正で「ふぐを処理する者」が規定され、その「ふぐ処理者の認定基準」の試験の範囲が学科、実技ともに食の安全項目に係るものとした国のガイドラインによって、これまで滋賀県で行ってきた実技試験の調理項目を、単純に不要との視点は、昭和33年公布の調理師法の趣旨(免許制度)からも、県の考えが後退すると言わざるを得ない。そこで、今回のガイドラインの取扱いについては、これまで食の安心・安全として培ってきた県の現行のふぐ調理師制度を残したうえで、国のガイドラインに沿ったふぐの処理者認定制度を加えて設ける改正とすることで、全国に先駆けて制定された滋賀県条例の当初の目的を保持するとともに、新たなふぐの需要に応えるふぐ処理者制度が推進できるものである。あくまで消費者の立場に立った安心・安全をより確保する改正となるよう強く求める。
件名	滋賀県ふぐの取扱いの規制に関する条例 の一部を改正する条例案について	
請 願 者 住 所 氏 名		
紹介議員	村上元庸富田博明	
付託委員会	厚生・産業常任委員会	
審査結果		